

# 株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町18番20号

## 東洋精糖株式会社

取締役社長 佐々木 剛

### 第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成21年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区深川二丁目5番11号  
木 材 会 館
3. 目的事項  
報告事項 1. 第85期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第85期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

#### 4. その他株主総会招集に関する事項

(1) 賛否の記載がない議決権行使書面の取扱い

賛否の記載がない議決権行使書面が会社に提出された場合、各議案について賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) 代理人による議決権の行使

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使できることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 議決権の不統一行使の事前通知の方法

議決権の不統一行使をされる株主様は、株主総会の日々の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。  
(<http://www.toyosugar.co.jp/>)

## 事 業 報 告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

わが国経済は、米国の金融危機に端を発した世界同時不況の拡がりにより、輸出・生産が急激に落ち込み、企業収益は極めて大幅な減少となりました。雇用情勢も急速に悪化し、個人消費が減少するなど、年度後半に景気の悪化が顕著となり、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは引き続き食の安全・安心対策を強化し、適正価格での販売および資産の効率的運用に取り組んでまいりました。

その結果、全事業の連結売上高は14,193百万円(前期比0.4%減)、連結営業利益998百万円(前期比9.1%減)、連結経常利益967百万円(前期比8.9%減)となり、特別利益11百万円、遊休資産などの売却による固定資産売却損230百万円を特別損失に計上し、連結当期純利益は489百万円(前期比22.2%減)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次の通りです。

#### <砂糖事業>

海外粗糖市況は、ニューヨーク砂糖市場の現物相場が1ポンド当たり13.30セントで始まり、8月初旬には資源価格高騰の煽りを受け期中最高値となる16.13セントをつけましたが、その後資源価格の下落により値を下げ、13.52セントで終了いたしました。一方、日本経済新聞掲載の東京上白現物相場は、1キログラム当たり154円～155円で始まり、4月下旬に原油価格の高騰によるコスト上昇を受け160円～161円に、さらに11月下旬には海外粗糖現物相場の上昇により一段高の166円～167円となりました。その後は海外粗糖現物相場の下落を受け163円～164円で終了いたしました。

このような状況の中、販売量は荷動きが低調気味に推移したことから前期を下回り、売上高は12,586百万円(前期比0.4%減)となりました。営業利益は適正価格での販売に注力するとともに、製造・販売コストのより一層の低減に努めたものの、1,114百万円(前期比7.3%減)となりました。

#### <機能食品素材事業>

販売量は景気後退による個人消費の冷え込みなどの影響を受け、年度後半に伸び悩みました。売上高はステビア甘味料は前期並みを確保し、酵素処理ルチンは健康食品向けが低調だったものの、飲料向けが好調に推移し、酵素処理ヘスペリジンとともに前期を上回りました。

その結果、売上高は1,216百万円（前期比1.2%増）、営業利益は99百万円（前期比10.6%増）となりました。

#### <不動産賃貸事業>

当期における公示地価の全国平均は下落に転じ、特に三大都市圏は地方圏を上回る下落率となりました。また、賃貸市場におきましても、企業収益環境の急速な悪化などに伴い、空室率の上昇傾向が続くなど、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中、賃貸資産の一元管理を行い資産の効率的な運用に努めましたが、賃貸資産の一部売却により、売上高は390百万円（前期比6.5%減）、営業利益は113百万円（前期比13.0%減）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当期における当社グループ全体で実施した設備投資の総額は77百万円で、その主なものは販売システムおよび会計システム更新に伴うソフトウェアなどの取得等51百万円です。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、コア事業である砂糖事業の収益維持を図りつつ、事業投資も視野に入れ、第二の柱とすべく機能食品素材事業を育成することを基本戦略としております。具体的には、以下のとおり事業ごとの課題に取り組み、生産の効率化と適正価格での販売などに注力し、収益力の向上と財務体質のさらなる改善を進めてまいります。

#### <砂糖事業>

世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA）並びに自由貿易協定（FTA）交渉などにおいて国際規律が強まっております。一方、国内では「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」の枠組みの中で運営されております。砂糖消費量は横ばいを見込んでおりますが、資源価格の変動や輸入加糖調製品との競合などから、事業環境は厳しい状況が続く見通しであります。このような事業環境において、製造・販売コストの管理を徹底し、適正価格での販売

と原材料の有利調達により、収益の維持・拡大に努めてまいります。

#### <機能食品素材事業>

当社グループの重点分野と位置付け、外部研究機関、企業との連携を広げ、現有素材の用途開発と新規素材の開拓を進めるとともに、当社特許に係る機能性食品素材の生理活性機能について、実証データの集積作業を迅速に行い収益力の強化に繋げてまいります。また、海外原料供給元から、輸入、加工、製品流通に至る全段階に渡って、一貫した品質保証体制のもと品質・衛生管理を行い、安全・安心な製品を提供してまいります。

#### <不動産賃貸事業>

賃貸資産の一元管理を行い、資産の効率的な運用に努めてまいります。

当社は、厳しい業績状況の推移により、遺憾ながら前期まで無配を継続しておりましたが、この間、株主の皆様のご期待に応えるべく全社一丸となって収益力の強化と財務状況の改善に努め、復配の実現に取り組んでまいりました。

この結果、当期につきましては、概ね復配体制の基盤を確立する目処が立ちましたので、平成21年5月12日開催の取締役会において、1株につき1円の期末配当を実施することを決議させていただきました。

株主の皆様におかれましては、これまでのご支援に重ねて御礼申しあげるとともに、引き続きご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申しあげます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 82 期 平成18年3月期	第 83 期 平成19年3月期	第 84 期 平成20年3月期	第 85 期 平成21年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	13,315	14,365	14,250	14,193
経常利益(百万円)	566	845	1,061	967
当期純利益(百万円) (△は当期純損失)	△1,033	906	629	489
1株当たり当期純利益(円) (△は1株当たり当期純損失)	△18.94	16.62	11.54	8.98
総 資 産(百万円)	12,254	12,246	12,206	12,661
純 資 産(百万円)	2,600	3,516	4,129	4,631
1株当たり純資産(円)	47.67	64.06	75.27	84.41

(注) 当連結会計年度の状況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

##### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 82 期 平成18年3月期	第 83 期 平成19年3月期	第 84 期 平成20年3月期	第 85 期 平成21年3月期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	10,092	11,022	10,711	10,694
経常利益(百万円)	770	803	995	909
当期純利益(百万円) (△は当期純損失)	△949	887	591	459
1株当たり当期純利益(円) (△は1株当たり当期純損失)	△17.41	16.27	10.84	8.42
総 資 産(百万円)	10,508	10,831	10,979	11,391
純 資 産(百万円)	2,516	3,403	3,985	4,453
1株当たり純資産(円)	46.13	62.39	73.08	81.66

(注) 当事業年度の状況につきましては、売上高10,694百万円(前事業年度比0.2%減)、営業利益936百万円(前事業年度比8.9%減)、経常利益909百万円(前事業年度比8.6%減)となり、当期純利益は459百万円(前事業年度比22.4%減)となりました。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はございません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
トーハン株式会社	百万円 100	86 %	食品の卸売業
ヨートーハウジング株式会社	百万円 400	100 %	マンション・ビルの転貸、賃貸および仲介

- ③ 企業結合の経過  
該当事項はございません。
- ④ 企業結合の成果  
連結子会社は「②重要な子会社の状況」に記載している2社であります。当連結会計年度の企業結合の成果につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

- (6) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）  
当社グループの主要な事業は、砂糖事業、機能食品素材事業および不動産賃貸事業であります。

区分	事業内容
砂糖事業	精製糖の製造・販売
機能食品素材事業	ステビア甘味料、酵素処理ルチン、酵素処理ヘスベリジンおよびゆずポリフェノール等の製造・販売
不動産賃貸事業	マンション・ビルの転貸、賃貸および仲介

(7) 主要な営業所および工場（平成21年3月31日現在）

- ① 当社の主要な営業所および工場

営業所	本社	東京都中央区日本橋小網町18番20号
工場	千葉工場	千葉県市原市岩崎西1丁目6番41号

- ② 子会社の主要な営業所

トーハン株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目30番11号 ヨートービル
ヨートーハウジング株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目30番11号 ヨートービル

- ③ 関連会社の主要な営業所および工場

太平洋製糖株式会社	神奈川県横浜市鶴見区大黒町13番46号
-----------	---------------------

(8) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の名称	使用人数(名)	前期末比増減(名)
砂糖事業	21	—
機能食品素材事業	27(10)	— (8)
不動産賃貸事業	4	1 (△8)
全社(共通)	16	3
合計	68(10)	4 (—)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。  
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時使用人の年間平均雇用人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56 (10) 名	4 (8) 名	40.5 歳	16.5 年

- (注) 1. 使用人数に出向者18名を含んでおりません。  
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時使用人の年間平均雇用人員であります。

(9) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
中央三井信託銀行株式会社	1,125
農林中央金庫株式会社	1,000
りそな銀行株式会社	940
三菱東京UFJ銀行株式会社	700
八十二銀行株式会社	700

- (注) 借入額は長期借入金および短期借入金の合計金額であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 54,539,747株  
 （自己株式20,253株を除く。）  
 (3) 株 主 数 7,572名  
 (4) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
丸 紅 株 式 会 社	21,408	39.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,047	3.75
株式会社損害保険ジャパン	1,253	2.29
山 三 株 式 会 社	1,122	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	589	1.07
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	376	0.68
塩 水 港 精 糖 株 式 会 社	336	0.61

- (注) 1. 出資比率は自己株式（20,253株）を控除して計算しております。  
 2. 上記株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 2,047千株  
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 589千株

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はございません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 会社役員の状況

##### ① 取締役および監査役の状況（平成21年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	他の法人等の代表者その他これに類するものである重要な事実
佐々木 剛	取締役社長	該当する事項はございません
下井田 隆	専務取締役 (砂糖事業部長)	該当する事項はございません
山口 佳久	常務取締役 (管理部門担当、 不動産賃貸事業部長)	ヨートーハウジング株式会社 代表取締役
湯本 隆	常務取締役 (機能食品素材事業部長 兼商品企画開発部長)	該当する事項はございません
青山 正明	取締役 (経営企画室長兼総務部長)	該当する事項はございません
門脇 孝	取締役 (機能食品素材事業部長補佐 兼生産部長兼千葉工場長)	該当する事項はございません
依田 康夫	取締役 (砂糖事業部長補佐 兼砂糖部長)	該当する事項はございません
秋山 利裕	取締役	山三株式会社代表取締役 山三交通株式会社代表取締役
水本 圭昭	取締役	該当する事項はございません
深尾 清純	常勤監査役	該当する事項はございません
小野寺 弘孝	監査役	該当する事項はございません
小島 康之	監査役	該当する事項はございません
荻原 修	監査役	該当する事項はございません

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1)平成20年6月20日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、取締役茅野禎二、椿本春夫および石神高の3氏は任期満了により退任いたしました。
  - (2)平成20年6月20日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、監査役水本圭昭氏は辞任により退任いたしました。
  - (3)平成20年6月20日開催の第84回定時株主総会において、取締役佐々木剛、依田康夫および水本圭昭の3氏、監査役荻原修氏が新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役秋山利裕および水本圭昭の両氏は社外取締役であります。
  3. 監査役深尾清純、小野寺弘孝、小島康之、荻原修の4氏は社外監査役であります。
  4. 監査役小野寺弘孝氏は、特に長年にわたり経理業務の経験を重ねており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 取締役および監査役の重要な兼職の状況

氏名	兼職する法人等	兼職の内容
佐々木 剛	太平洋製糖株式会社	取締役
下井田 隆	トーハン株式会社	取締役
	ヨートーハウジング株式会社	取締役
	太平洋製糖株式会社	取締役
	関東砂糖株式会社	取締役
山口 佳久	トーハン株式会社	取締役
青山 正明	ヨートーハウジング株式会社	取締役
	太平洋製糖株式会社	監査役
依田 康夫	トーハン株式会社	取締役
水本 圭昭	丸紅株式会社	食料部門長補佐
小野寺 弘孝	丸紅株式会社	営業経理第一部長
小島 康之	丸紅株式会社	食品原料部長
荻原 修	丸紅株式会社	食料総括部副部長

## ③ 取締役および監査役に対する報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	12名	76百万円	うち社外取締役 3名 一百万円
監査役	5名	12百万円	うち社外監査役 4名 12百万円
			〔常勤社外監査役 1名 12百万円〕 〔社外監査役 3名 一百万円〕

- (注) 1. 上記には、平成20年6月20日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役3名（うち社外取締役1名）および監査役1名を含めております。
2. 上記のほか、平成20年6月20日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役1名を含む使用人兼務取締役4名に対し使用人給与24百万円を支給しております。
3. 上記のほか、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額16百万円（取締役12名15百万円、監査役5名1百万円）を計上しております。
4. 上記のほか、平成20年6月20日開催の第84回定時株主総会決議に基づき、退任取締役2名に対し役員退職慰労金17百万円を支給しております。
5. 株主総会の決議による取締役の報酬に賞与を加えた報酬等限度額は年額144百万円であります。  
(平成18年6月23日開催の第82回定時株主総会決議)
6. 株主総会の決議による監査役の報酬に賞与を加えた報酬等限度額は年額36百万円であります。  
(平成18年6月23日開催の第82回定時株主総会決議)

(2) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

地 位	氏 名	兼任の状況	当社との関係
社外取締役	秋 山 利 裕	山三株式会社 代表取締役 山三交通株式会社 代表取締役	山三株式会社は当社の大株主であります が、当社との間に取引関係はありません。
社外取締役	水 本 圭 昭	丸紅株式会社 食料部門長補佐	丸紅株式会社は当社の大株主であり、当社は同社へ精製糖を販売し、また同社から原料糖の購入を行っております。
社外監査役	小野寺 弘 孝	丸紅株式会社 営業経理第一部長	丸紅株式会社は当社の大株主であり、当社は同社へ精製糖を販売し、また同社から原料糖の購入を行っております。
社外監査役	小 島 康 之	丸紅株式会社 食品原料部長	丸紅株式会社は当社の大株主であり、当社は同社へ精製糖を販売し、また同社から原料糖の購入を行っております。
社外監査役	荻 原 修	丸紅株式会社 食料総括部副部長	丸紅株式会社は当社の大株主であり、当社は同社へ精製糖を販売し、また同社から原料糖の購入を行っております。

② 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はございません。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はございません。

④ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	秋 山 利 裕	取締役会へは10回開催中7回出席し、経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
社外取締役	水 本 圭 昭	第84回定時株主総会后、取締役会へは8回開催中7回出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
社外監査役	深 尾 清 純	常勤監査役として職務を遂行しております。取締役会へは10回開催中10回出席し、議案・審議等に必要の発言を適宜行っております。監査役会へは10回開催中10回出席し、議案・審議等に必要の発言を適宜行っております。

地 位	氏 名	主な活動状況
社外監査役	小野寺 弘 孝	取締役会へは10回開催中9回出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会へは10回開催中9回出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	小 島 康 之	取締役会へは10回開催中8回出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会へは10回開催中8回出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	荻 原 修	第84回定時株主総会後、取締役会へは8回開催中8回出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会へは7回開催中7回出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	29百万円
② 上記以外の業務に係る報酬等の額	—百万円
③ 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

## 5. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、内部統制に関わる基本方針を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っております。なお、本決議は平成20年3月18日並びに平成21年5月12日に一部改定を行っており、下記は最新の決議の内容です。

### 内部統制に関わる基本方針

当社は、内部統制に関して定めた「内部統制基本要綱」に則り、法令の遵守を徹底し社会的責任を果たしつつ、内部統制システムの構築と適切な運用をコーポレートガバナンスの根幹と成し、社会的信頼の確保と有効な企業活動の維持に努め、事業目的の達成を目指す。企業価値の増大を図るとともに、持続的な成長基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、業務の適正と効率を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針という）を整備する。

なお、当社は社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 全取締役及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため定めた「コンプライアンスマニュアル(行動基準及び行動指針)」を整備し、法令遵守を企業活動の要諦とすることを浸透させるものとする。
  - (2) コンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「コンプライアンス委員会」をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じるとともに、取締役並びに社員相互の意思疎通を十分に図り、信頼関係を築き健全な企業文化を醸成するものとする。
  - (3) 法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合の報告体制として、「コンプライアンス委員会」のほか、顧問弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、その運用を行うものとする。
  - (4) コンプライアンスの状況及び「コンプライアンス委員会」の活動状況については、「内部統制委員会」が内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告するものとする。

- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の意思決定及び報告など職務執行に係る情報は、「文書取扱管理規程」及び「IT関連の管理規程」に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社のリスク管理は「リスク管理規程」及び「財務報告に係る内部統制実施要領」に基づき執り行うものとする。
  - (2) 「内部統制基本要綱」により設置した「内部統制委員会」は同委員会の規程の定めに従い、リスク管理が適正に行われているか内部監査を実施し、その結果について取締役社長に報告するものとする。
  - (3) 自然災害など重大事態が発生した場合は、対策本部を設置し適切な処置を講じるものとする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社は、取締役による年次計画をもとに中期経営計画を定め、全取締役・社員が共有する目標を明確にし、その浸透を図る。目標達成に向けて取締役・社員各自が実施すべき具体的な目標を定める。取締役は、その年次計画の進捗状況を定期的に取り締役に報告するものとする。
  - (2) 迅速な職務執行のため、「常勤役員会」、「取締役連絡会」を適宜に開催し、必要な情報が適切に伝達されることに努めるとともに、取締役の職務が効率的に行えるよう「組織・職務・職務権限・決裁規程」など社内規程を整備・明確化するものとする。
- 5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社及び子会社はグループ全体の内部統制を充実させるとともに、コンプライアンスに関する「コンプライアンスマニュアル(行動基準及び行動指針)」を定め、グループ全体の法令遵守を確保するために必要な体制を整備するものとする。
  - (2) 子会社の業務管理は「関係会社管理規程」の定めに従い、担当取締役が管理担当取締役の協力を得て、子会社の業務状況に応じて必要な管理を行うものとする。
  - (3) 当社の「内部統制委員会」は子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告するものとする。

- 6 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制  
当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、「内部統制基本要綱」に則り健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。
- 7 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
- (1) 当社及び子会社は反社会的勢力や団体とのあらゆる関係を遮断するため、社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な処置を前提として、毅然とした態度で臨むものとする。
  - (2) 反社会的勢力や団体を排除するため、法と倫理に基づき行動することを「コンプライアンスマニュアル(行動基準及び行動指針)」に定め、全役員及び社員に周知徹底を図るとともに、具体的事案の発生時には、警察等関連機関や顧問弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を確保するものとする。
- 8 監査役会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
監査役会から要請があった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することについて協力するものとし、監査役補助者の任命にあたっては、所要の事項を予め協議・相談の上、取り決めるものとする。
- 9 前項補助者の取締役からの独立性に関する事項  
任命された監査役補助者は監査役の補助者として職務を遂行し、その補助者の人事異動及び人事評価等については、監査役会の意見・意向を事前に聴取の上、執り運ぶものとする。
- 10 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要な事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席するものとする。
  - (2) 取締役社長は、社長・監査役ミーティングを適宜に開催し、業務の執行状況について監査役に報告するものとし、その他取締役、事業部長及び管理部門担当についても監査役に対し業務執行状況の報告を行うものとする。
  - (3) 前号に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び事業部長等に対してこれらの報告を求めることができるものとする。

1 1 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び子会社の監査役、また「内部統制委員会」、「コンプライアンス委員会」等と適宜に意見交換を行うことができるものとする。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社の収益力、財務内容および経営環境などをふまえ、株主への利益還元および内部留保を考慮し決定することを基本方針としております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を除く。）、株数および数量は表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,542</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,020</b>
現金及び預金	721	支払手形及び買掛金	835
受取手形及び売掛金	1,310	短期借入金	4,677
商品及び製品	731	リース債務	6
仕掛品	195	未払法人税等	53
原材料及び貯蔵品	980	賞与引当金	64
繰延税金資産	37	未払金	11
その他	576	設備関係未払金	10
貸倒引当金	△10	その他	361
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,118</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,009</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,087</b>	長期借入金	1,488
建物及び構築物	2,888	リース債務	23
機械装置及び運搬具	179	退職給付引当金	382
土地	2,913	役員退職慰労引当金	63
リース資産	5	その他	50
その他	99	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,030</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>38</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	22	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,599</b>
その他	15	資本金	2,904
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,993</b>	利益剰余金	1,698
投資有価証券	482	自己株式	△2
長期貸付金	1,309	評価・換算差額等	4
繰延税金資産	177	その他有価証券評価差額金	0
その他	28	繰延ヘッジ損益	4
貸倒引当金	△5	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>27</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,631</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,661</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>12,661</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		14,193
売 上 原 価		11,159
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>3,034</b>
販売費及び一般管理費		2,035
<b>営 業 利 益</b>		<b>998</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	35	
受 取 配 当 金	8	
そ の 他	12	56
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	76	
持分法による投資損失	1	
そ の 他	9	88
<b>経 常 利 益</b>		<b>967</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		11
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損		230
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>748</b>
法人税、住民税及び事業税	239	
法 人 税 等 調 整 額	15	255
少 数 株 主 利 益		3
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>489</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	残高及び変動事由	金 額
株主資本		
資本金	前期末残高	2,904
	当期末残高	2,904
利益剰余金	前期末残高	1,208
	当期変動額 当期純利益	489
	当期末残高	1,698
自己株式	前期末残高	△2
	当期変動額 自己株式の取得	△0
	当期末残高	△2
株主資本合計	前期末残高	4,110
	当期変動額	489
	当期末残高	4,599
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	0
	当期変動額 (純額)	△0
	当期末残高	0
繰延ヘッジ損益	前期末残高	△5
	当期変動額 (純額)	9
	当期末残高	4
評価・換算差額等合計	前期末残高	△4
	当期変動額 (純額)	8
	当期末残高	4
少数株主持分	前期末残高	24
	当期変動額 (純額)	3
	当期末残高	27
純資産合計	前期末残高	4,129
	当期変動額	501
	当期末残高	4,631

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

子会社は全て連結しております。

連結子会社の名称 トーハン㈱

ヨートーハウジング㈱

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

関連会社は全て持分法の適用範囲に含めております。

持分法適用の関連会社の名称 太平洋製糖㈱

#### 3. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
（評価差額は、全部純資産直入法により  
処理し、売却原価は、総平均法により算  
定）

時価のないもの

総平均法による原価法

###### ② たな卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による  
簿価切下げの方法により算定）

##### （会計方針の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公布分）を適用しております。

当該適用に伴う損益に与える影響はありません。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物・機械装置

a 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法

b 平成19年4月1日以後に取得したもの 定額法

運搬具・その他

a 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

b 平成19年4月1日以後に取得したもの 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### （追加情報）

有形固定資産の耐用年数の変更

当社の機械装置については従来耐用年数を16年としておりましたが、当連結会計年度より10年に変更しております。

この変更は、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。

当該変更により、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ9百万円減少しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。  
(会計方針の変更)  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。  
当該適用に伴う損益に与える影響は軽微であります。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に支給する賞与の支出に充当するため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
会計基準変更時差異（530百万円）については、15年による均等額を費用処理しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
- ・ヘッジ手段 為替予約
  - ・ヘッジ対象 買掛金

③ ヘッジ方針

為替予約取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。なお、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、米貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産及び担保付債務

#### イ 担保に供している資産

建物及び構築物	168百万円
土地	905百万円
投資有価証券	10百万円

計 1,084百万円

#### ロ 担保設定の原因となる債務等

(1) 短期借入金	200百万円
(2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金	10百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,829百万円

### 3. 保証債務

#### (1) 債務保証

下記の会社等の銀行借入等について債務保証を行っております。

(一般) 不動産分譲提携ローン 6百万円

(関係会社) 借入保証

太平洋製糖(株) 1,684百万円

#### (2) 再保証

下記の関係会社が負っている納税債務に関して金融機関が行っている履行保証に対して下記金額を上限として連帯保証を行っております。

太平洋製糖(株) 120百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (株)	増 (株)	加 (株)	減 (株)	少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式						
普通株式	54,560,000	—	—	—	—	54,560,000
合計	54,560,000	—	—	—	—	54,560,000
自己株式						
普通株式(注)	15,664	4,589	—	—	—	20,253
合計	15,664	4,589	—	—	—	20,253

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加4,589株は、単元未満株式の買取によるものであります。

### 2. 配当金に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株 当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年5月12日 取締役会	普通株式	54 百万円	利益剰余金	1.00円	平成21年 3月31日	平成21年 6月3日

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	84.41円
1 株当たり当期純利益	8.98円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

### 2. 算定上の基礎

(1) 1 株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	4,631百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	27百万円
(うち少数株主持分)	(27百万円)
普通株式に係る純資産額	4,603百万円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	54,539,747株
(2) 1 株当たり当期純利益	
当期純利益	489百万円
普通株主に帰属しない金額	該当事項はありません
普通株式に係る当期純利益	489百万円
普通株式の期中平均株式数	54,542,058株

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

東洋精糖株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 石川 誠 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 穴戸 通孝 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋精糖株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋精糖株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,361</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,982</b>
現金及び預金	409	買掛金	295
受取手形	5	短期借入金	3,500
売掛金	469	1年内返済予定の長期借入金	757
商品及び製品	716	リース債務	0
仕掛品	195	未払金	11
原材料及び貯蔵品	980	未払法人税等	41
前払費用	19	未払消費税等	26
繰延税金資産	30	未払費用	277
関係会社短期貸付金	525	預り金	7
その他	11	賞与引当金	54
貸倒引当金	△2	設備関係未払金	10
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,030</b>	その他	0
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,672</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,954</b>
建物	2,597	長期借入金	1,488
構築物	7	リース債務	0
機械及び装置	175	退職給付引当金	373
車両運搬具	4	役員退職慰労引当金	49
工具、器具及び備品	22	その他	42
土地	2,788	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,937</b>
山林	76	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>14</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,447</b>
ソフトウェア	13	資本金	2,904
その他	1	利益剰余金	1,546
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,342</b>	その他利益剰余金	1,546
投資有価証券	201	繰越利益剰余金	1,546
関係会社株式	643	自己株式	△2
出資金	1	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>5</b>
長期貸付金	36	その他有価証券評価差額金	1
関係会社長期貸付金	1,273	繰延ヘッジ損益	4
長期前払費用	0		
繰延税金資産	167		
差入保証金	2		
その他	20		
貸倒引当金	△3	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,453</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,391</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>11,391</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		10,694
売 上 原 価		8,056
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>2,638</b>
販売費及び一般管理費		1,701
<b>営 業 利 益</b>		<b>936</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	35	
受 取 配 当 金	6	
そ の 他	9	51
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	70	
そ の 他	7	78
<b>経 常 利 益</b>		<b>909</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		10
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損		232
<b>税引前当期純利益</b>		<b>687</b>
法人税、住民税及び事業税	213	
法 人 税 等 調 整 額	15	228
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>459</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	残高及び変動事由	金 額
株主資本		
資本金	前期末残高	2,904
	当期末残高	2,904
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	1,087
	当期変動額 当期純利益	459
	当期末残高	1,546
自己株式	前期末残高	△2
	当期変動額 自己株式の取得	△0
	当期末残高	△2
株主資本合計	前期末残高	3,989
	当期変動額	458
	当期末残高	4,447
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	2
	当期変動額 (純額)	△0
	当期末残高	1
繰延ヘッジ損益	前期末残高	△5
	当期変動額 (純額)	9
	当期末残高	4
評価・換算差額等合計	前期末残高	△3
	当期変動額 (純額)	9
	当期末残高	5
純資産合計	前期末残高	3,985
	当期変動額	468
	当期末残高	4,453

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- |                      |                                                             |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|
| a 満期保有目的の債券          | 償却原価法(定額法)                                                  |
| b 子会社株式及び関連会社株式      | 総平均法による原価法                                                  |
| c その他有価証券<br>時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) |
| 時価のないもの              | 総平均法による原価法                                                  |

##### (2) たな卸資産

- |               |                                                |
|---------------|------------------------------------------------|
| 商品、製品、原材料、仕掛品 | 総平均法による原価法<br>(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |
|---------------|------------------------------------------------|

##### (会計方針の変更)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公布分)を適用しております。

当該適用に伴う損益に与える影響はありません。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

###### 建物、構築物、機械及び装置

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| a 平成19年3月31日以前に取得したもの | 旧定額法 |
| b 平成19年4月1日以後に取得したもの  | 定額法  |

###### 車両運搬具、工具器具及び備品

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| a 平成19年3月31日以前に取得したもの | 旧定率法 |
| b 平成19年4月1日以後に取得したもの  | 定率法  |

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
機械及び装置	10年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (追加情報)

###### 有形固定資産の耐用年数の変更

当社の機械及び装置については従来耐用年数を16年としておりましたが、当事業年度より10年に変更しております。

この変更は、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。

当該変更により、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ9百万円減少しております。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

当該適用に伴う損益に与える影響はありません。

(4) 投資その他の資産(長期前払費用)

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充当するため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異(527百万円)については、15年による均等額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ手段 為替予約
- ・ヘッジ対象 買掛金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。なお、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、米貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産及び担保付債務

#### イ 担保差入資産

(1) 建物	168百万円
(2) 土地	905百万円
(3) 投資有価証券	10百万円
計	1,084百万円

#### ロ 担保設定の原因となる債務等

(1) 短期借入金	200百万円
(2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金	10百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,719百万円

### 3. 保証債務

#### (1) 債務保証

下記の会社等の銀行借入等について債務保証を行っております。

(一般) 不動産分譲提携ローン 6百万円

(関係会社) 借入保証

太平洋製糖㈱ 1,684百万円

#### (2) 再保証

下記の関係会社が負っている納税債務に関して金融機関が行っている履行保証に対して下記金額を上限として連帯保証を行っております。

太平洋製糖㈱ 120百万円

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 765百万円

関係会社に対する長期金銭債権 1,273百万円

関係会社に対する短期金銭債務 376百万円

関係会社に対する長期金銭債務 42百万円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売上高 9,663百万円

仕入高 7,292百万円

営業取引以外の取引高 収 益 37百万円

費用 5百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (株)	増 加 (株)	減 少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	15,664	4,589	—	20,253
合計	15,664	4,589	—	20,253

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加4,589株は、単元未満株式の買取によるものであります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、賞与引当金、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金の計上によります。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生は、その主な原因別の内訳

	流動の部	固定の部
(繰延税金資産)		
減価償却超過額	一百万円	116百万円
減損損失	一百万円	185百万円
賞与引当金	22百万円	一百万円
未払事業税	4百万円	一百万円
退職給付引当金	一百万円	152百万円
その他	15百万円	44百万円
繰延税金資産小計	42百万円	497百万円
評価性引当額	△8百万円	△328百万円
繰延税金資産合計	33百万円	168百万円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	一百万円	△1百万円
繰延ヘッジ損益	△2百万円	一百万円
繰延税金負債合計	△2百万円	△1百万円
繰延税金資産（負債）の純額	30百万円	167百万円

(注) 繰延税金資産の算定に当たり、将来の合理的な見積可能期間の課税所得の見積額を超える部分及びスケジューリング不能な将来減算一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産より控除しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(会社等)	丸紅株式会社	被所有直接39.3%	兼任役員4名 転籍4名	精製糖販売・並びに主要なる原材料の購入先	当社製品の販売(注)1	9,349	売掛金	227
					原材料の購入(注)2	3,747	買掛金	208

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の販売について、価格その他の取引条件は、製品の市場価格並びに市場実勢を参酌して、決定しております。
2. 原材料の購入については、その主たる原料糖は、海外粗糖市況を参酌して、随時決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	太平洋製糖株式会社	所有直接33.3%	兼任役員3名	精製糖の委託加工	精製糖の委託加工等(注)1	1,428	未払費用	122
					調整金等の支払委託	1,805	未払金	10
					設備資金等の貸付(注)2	760	関係会社短期貸付金	525
							関係会社長期貸付金	1,273
債務保証	1,804	—	—					

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 精製糖の委託加工費は、精製糖受委託加工契約書に基づいて決定しております。
2. 設備資金等の貸付については、貸付利率を金融市場・金利実勢に基づいて、決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 81.66円

1 株当たり当期純利益 8.42円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

### 2. 算定上の基礎

- (1) 1株当たり純資産額
- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 純資産の部の合計額                | 4,453百万円    |
| 普通株式に係る純資産額              | 4,453百万円    |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 | 54,539,747株 |
- (2) 1株当たり当期純利益
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 当期純利益        | 459百万円      |
| 普通株主に帰属しない金額 | 該当事項はありません  |
| 普通株式に係る当期純利益 | 459百万円      |
| 普通株式の期中平均株式数 | 54,542,058株 |

# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

東洋精糖株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 石川 誠 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宍戸 通孝 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋精糖株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月11日

東洋精糖株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	深 尾 清 純	Ⓔ
社外監査役	小野寺 弘 孝	Ⓔ
社外監査役	小 島 康 之	Ⓔ
社外監査役	荻 原 修	Ⓔ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の趣旨

変更の趣旨は、次のとおりであります。

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたことによる株券の電子化に伴い、現行定款のうち、株券の発行、单元未満株券の不発行、実質株主および実質株主名簿に関する規定が不要となるため当該の条文および文言を削除するとともに条数の繰り上げなど、所要の変更を行うものであります。また、平成22年1月6日をもって失効する株券喪失登録簿に係る規定を経過措置として附則を新設し、移設するものであります。
- (2) 当会社の商号に関する英語表記を加えるものであります。
- (3) 株主権行使の手續きに関する事項が株式取扱規則に定めていることを明らかにするため条文を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は東洋精糖株式会社と称す。</p> <p>第2条～第6条 (条文省略)</p> <p>第7条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (单元株式数及び单元未満株券の不発行) 当社の单元株式数は1,000株とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は東洋精糖株式会社と称し、<u>英文ではToyo Sugar Refining Co., Ltd.と表示する。</u></p> <p>第2条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (单元株式数) 当社の单元株式数は1,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第8条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第10条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第9条 (株式取扱規則) 当社の<u>株主権行使の手続き及びその他の株式に関する取扱い並びに</u>手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）及び<u>株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿の<u>作成及び備置き、その他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="96 203 405 306">第3章 株主総会 第12条～第51条 (条文省略)</p> <p data-bbox="111 379 184 410">(新設)</p> <p data-bbox="213 762 490 1249">(昭和24年11月29日制定) (昭和49年12月27日改正) (昭和50年12月24日改正) (昭和52年12月27日改正) (昭和56年12月25日改正) (昭和58年12月22日改正) (昭和63年12月16日改正) (平成3年6月27日改正) (平成6年6月29日改正) (平成10年6月26日改正) (平成13年10月1日改正) (平成14年6月27日改正) (平成15年6月26日改正) (平成18年6月23日改正)</p>	<p data-bbox="526 203 835 306">第3章 株主総会 第11条～第50条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="526 379 581 410"><u>附則</u></p> <p data-bbox="526 416 938 617"><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p data-bbox="526 623 938 727"><u>第2条</u> <u>前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p> <p data-bbox="643 762 919 1280">(昭和24年11月29日制定) (昭和49年12月27日改正) (昭和50年12月24日改正) (昭和52年12月27日改正) (昭和56年12月25日改正) (昭和58年12月22日改正) (昭和63年12月16日改正) (平成3年6月27日改正) (平成6年6月29日改正) (平成10年6月26日改正) (平成13年10月1日改正) (平成14年6月27日改正) (平成15年6月26日改正) (平成18年6月23日改正) <u>(平成21年6月19日改正)</u></p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおり（42頁から44頁まで）であります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	さ さ き たけし 佐々木 剛 (昭和29年 9月16日生)	昭和52年4月 丸紅株式会社入社 平成13年6月 当社監査役 平成14年4月 丸紅株式会社食糧砂糖 部長 平成14年6月 当社取締役 平成15年6月 当社監査役 平成16年5月 株式会社マルエツ取締 役 平成16年6月 当社監査役退任 平成18年3月 丸紅食料株式会社専務 取締役 平成20年4月 当社顧問 平成20年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	27,000株
2	しもい だ たかし 下井田 隆 (昭和27年 1月14日生)	昭和50年4月 丸紅株式会社入社 平成15年4月 当社砂糖部長 平成15年6月 当社取締役砂糖部長 平成16年4月 当社常務取締役砂糖部 長 平成16年10月 当社常務取締役砂糖事 業部長兼砂糖部長兼機 能食品素材事業部長代 行 平成19年1月 当社常務取締役砂糖事 業部長兼不動産賃貸事 業部長兼砂糖部長 平成19年4月 当社常務取締役砂糖事 業部長 平成20年6月 当社専務取締役砂糖事 業部長 現在に至る	23,000株
3	やま ぐち よし ひさ 山口 佳久 (昭和27年 7月7日生)	昭和52年4月 丸紅株式会社入社 平成15年4月 丸紅オーストラリア会 社副社長 平成17年4月 丸紅株式会社大阪食料 部長 平成19年4月 当社管理部門担当、不 動産賃貸事業部長 平成19年6月 当社常務取締役管理部 門担当、不動産賃貸事 業部長 現在に至る (ヨート・ハウジング株式会社 代表取締役)	18,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
4	湯本隆 (昭和26年 9月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年4月 当社生産本部長 平成14年6月 当社取締役生産本部長 平成17年6月 当社常務取締役機能食品素材事業部長兼研究開発センター長兼品質保証管理室長 平成20年4月 当社常務取締役機能食品素材事業部長兼商品企画開発部長 平成21年4月 当社常務取締役機能食品素材事業部長兼千葉工場長 現在に至る	18,000株
5	青山正明 (昭和27年 5月26日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年4月 当社経営企画室長兼管理部長 平成16年6月 当社取締役経営企画室長兼管理部長 平成19年6月 当社取締役経営企画室長兼総務部長 現在に至る	12,000株
6	門脇孝 (昭和25年 4月8日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年4月 当社営業本部砂糖部長 平成17年4月 当社機能食品素材事業部長補佐兼生産部長 平成17年6月 当社取締役機能食品素材事業部長補佐兼生産部長兼千葉工場長 平成21年4月 当社取締役機能食品素材事業部長補佐(営業担当) 現在に至る	8,000株
7	依田康夫 (昭和27年 4月3日生)	平成2年10月 当社入社 平成19年4月 当社砂糖事業部砂糖部長 平成20年6月 当社取締役砂糖事業部長補佐兼砂糖部長 現在に至る	17,000株
8	秋山利裕 (昭和34年 4月29日生)	昭和61年4月 山三興業株式会社(現山三株式会社)入社 平成6年2月 同社代表取締役社長 現在に至る 平成11年6月 当社取締役 現在に至る (山三株式会社 代表取締役) (山三交通株式会社 代表取締役)	18,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社の株式数
9	みずもと よしあき 水本圭昭 (昭和32年 12月7日生)	昭和56年4月 丸紅株式会社入社 平成16年3月 同社食糧砂糖部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社監査役 平成19年4月 丸紅株式会社食料部門 長補佐 平成20年6月 当社取締役 現在に至る 平成21年4月 丸紅株式会社食料部門 長代行 現在に至る	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 秋山利裕および水本圭昭の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 水本圭昭氏は現在および過去5年間において、当社の特定関係事業者である丸紅株式会社の使用人であり、その地位および担当に関する事項は「略歴、地位、担当(他の法人等の代表状況)」に記載のとおりであります。
4. 社外取締役候補者とする理由  
秋山利裕氏は、他の企業における代表としての豊富な経験をもとにした大所高所からの助言など社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。  
水本圭昭氏は、当社主要事業に係る業界および業務に精通しており、豊富な情報のもと、より客観的な立場に立った助言など社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。
5. 社外取締役との責任限定契約について  
当社では社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条第2項において、社外取締役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、秋山利裕および水本圭昭の両氏とは当社との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う契約を締結しております。
6. 社外取締役の在任期間について  
秋山利裕氏は平成11年6月より10年間、水本圭昭氏は平成20年6月より1年間です。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役深尾清純および荻原修の両氏は辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	かね こ たけ み 金子武美 (昭和26年 2月20日生)	昭和49年4月 丸紅株式会社入社 平成4年4月 同社為替市場室長 平成13年4月 同社金融物流部門為替資金部長 平成15年4月 丸紅欧州会社CFO 平成19年4月 丸紅株式会社金融物流部門長代行 平成20年4月 丸紅フィナンシャル・サービス株式会社代表取締役 平成21年4月 丸紅株式会社食品原料部嘱託 現在に至る	— 株
2	つばき もと はる お 椿本春夫 (昭和22年 3月23日生)	昭和40年4月 当社入社 平成14年4月 当社管理本部総務部長 平成15年6月 当社取締役総務部長 平成16年4月 当社取締役総務部長兼事業統轄室長 平成16年6月 ヨート・ハウジング株式会社代表取締役 平成18年4月 当社取締役不動産賃貸事業部長補佐 平成20年6月 当社嘱託 現在に至る	20,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 金子武美氏は社外監査役候補者であります。  
 3. 金子武美氏は現在および過去5年間において、当社の特定関係事業者である丸紅株式会社の使用人であり、その地位および担当に関する事項は「略歴、地位、担当(他の法人等の代表状況)」に記載のとおりであります。  
 4. 社外監査役候補者とする理由  
 金子武美氏は、企業における計数管理に十分な知識と経験を有しており、監査全般に対し客観的立場で公正な監査を行えると判断し、候補者といたしました。  
 5. 社外監査役との責任限定契約について  
 当社では社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第43条第2項において、社外監査役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、金子武美氏とは当社との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う契約を締結する予定であります。

**第4号議案** 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって監査役を退任されます深尾清純氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
深 尾 清 純	平成17年6月 当社監査役 現在に至る

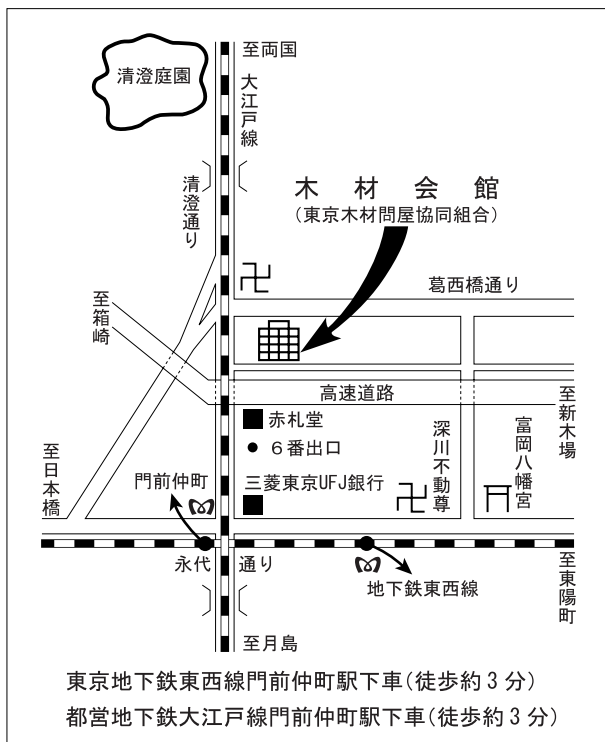
(注) 退職慰労金の支払予定額は約6百万円であります。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内

## 会場 木材会館 (東京木材問屋協同組合)

〒135-0033 東京都江東区深川二丁目5番11号 TEL(03)3641-9108



お願い (駐車場が手狭なため、車でのご来場はご遠慮ください)  
(ますようお願い申し上げます。)